

令和 7 年度第 2 回多摩市認知症施策推進協議会 要点録

要点録

○協議会概要

開催日時	令和 7 年 11 月 10 日（月）14 時 00 分～15 時 30 分
開催場所	多摩市役所 第二庁舎 1 階 会議室
出席委員 (11名)	一般社団法人多摩市医師会が推薦する者 多摩市介護保険事業者連絡会が推薦する者 2 名 認知症当事者会又は家族会が推薦する者 初期集中支援事業受託団体において当該事業を統括する者 東京都認知症疾患医療センター長 若年性認知症総合支援センター長 多摩中央警察署が推薦する者 東京都南多摩保健所が推薦する者 多摩市社会福祉協議会が推薦する者 生活支援コーディネーター
欠席	2 名
事務局 (13名)	健康福祉部長 高齢支援課長 介護保険課長 地域ケア推進係長 地域ケア推進係 担当者 3 名 認知症地域支援推進員（地域包括支援センター） 5 名
公開区分	公開
傍聴者	2 名

○議事内容

1 はじめに 辞令交付、第2期委員・事務局紹介、会長・副会長の決定

2 報告事項 (1) 令和7年度上半期実績報告（認知症のある方の社会参加推進事業）

【事務局】

資料3－1～3－3について説明

(質問・意見)

【委員】

ヒアリングについては直接電話したのか。

【事務局】

高齢者の利用が多い店舗や認知症のある方との関わりが少ない事業所にヒアリングした。対象の事業者は推進員から挙げてもらった。事前に通知文を送ったうえで電話。その後に面談でヒアリングした企業が5か所。面談した企業は比較的協力的だが、それ以外は「本社指示」や「対応に困っている、どうにかして欲しい」など、認知症のある人への対応としては厳しい意見だった。

【委員】

民間は比較的厳しい状況ですね。

【事務局】

他市での例だが、店舗によっては認知症のある人の意見を聞いて、レイアウトを工夫したりする店舗もあると聞く。そういう理解があるといい。

協議事項 (1) 多摩市における高齢者の行方不明者発生時等の対応策について

【事務局】 資料4、参考資料3～6を用いて説明（参考資料3は各認知症地域支援推進員より報告）

【委員】

行方不明者の事例について、自宅に戻ってくることができた方については「なぜ戻されたのか？」という分析ができているか？

【事務局】

通行人からの通報によって発見につながっているケースが多いという認識。通報者についての分析はできていない。対応策を検討するためにも、どういう通行人が発見してくれたのか情報共有が必要と思われる。

【委員】

認知症になってからではなく、もっと早いうちから自分でGPSなどを持って、持つことに慣れるよう準備しておくことが大事かと思う。

【委員】

見守りの協力事業者は現在何社あるのか。

【事務局】

3 6 事業者です。

【委員】

3 6 事業者は少ない。協力事業者を増やすために積極的なアプローチをしているのか。

【事務局】

市公式ホームページ等を見た事業者の申し出により協定を締結する流れが多く、市から協定締結の依頼を行うことがあまりない状況。

【会長】

GPSについてはどの程度の方が持ち歩いているのか。

【委員】

認知症家族者の会の会員（認知症のある方）60名のうち、GPSを渡しているのは1名。迷ってしまった人が出たときは迷った場所の写真を送ってもらい、それをヒントにご本人が居る場所を見つけることがあるが、遠方で発見されることもある。

【委員】

GPSを持つ人が少ない理由は。

【委員】

本人が嫌がる・本人が持ち歩くことを忘れるなど原因是分かれるが、本人が持ち歩かないことが大きな理由。実際に使っている人は本人・家族がよほど気を付けて持ったり持たせたりしている。ただ、実際に身に附いていることで見つかったケースはある。

【委員】

他市で若年性の方で、行方不明で通報されることを繰り返した方がグループホームに入所したが、結果的にパニックに陥り精神科に入院したケースもある。行方不明になることを防ぐために、安全だからと施設に入所することは本人のためにもならないし、時代遅れかと思う。

【会長】

最終的な頼りは警察という気がするが、警察の立場ではいかがか。

【委員】

警察としては行方不明者発生時の初動段階から介入している。通報によって発見につながるケースは多

いが状況は多岐に渡る。G P S を持っているのであれば家族と一緒にマップデータを見ながら追跡することができるので有効だと思う。

【委員】

市内放送については有効かと思う。自身の身内が行方不明になった際に、市内放送を流してもらい、その結果見つかったので有効に機能していたように思われる。

【会長】

多摩市は行方不明者発生時に市内放送をしたことはあったのか、メール対応のみなのか。

【事務局】

行方不明者発生時の市内放送は以前やっていたが、個人情報の関係で現在は放送していない。行方不明情報メールは対応しており、登録している市民は確認することができる。

【委員】

発見されるのが通行人からの通報が多いということで、放送は効果的と考えられるが、協議会から行方不明者発生時に市内放送を流すように提案はできるか？

【事務局】

確認して次回の協議会までに回答する。

3 その他

【事務局】

- 次回の協議会は令和8年2月2日もしくは2月3日の開催を提案
 - 2月2日の開催で調整することになった。

以上